

令和6年度事業計画

一般社団法人日本社団

1. 事業概要

事業名：内部告発代行ニッポン 退職代行ニッポン 転職支援ニッポン

事業内容：労働組合提携の内部告発代行、退職代行、転職支援のサービス

所在地：東京都港区虎ノ門3丁目18番6号 日本社団ジム5F 614

設立年月日：2023年5月1日

代表者：古屋充裕

ミッション：労働組合の知識とネットワークを活用し、退職希望者が正当な権利を守りながら安心して退職できるよう支援します。

ビジョン：労働者の権利を保護する内部告発サービス、退職代行サービスとして、社会に信頼されるパートナーとなることを目指します。

2. 市場分析

ターゲット市場：

20代から50代の幅広い会社員。

退職意向があるが、退職手続きに不安を感じる労働者。

労働条件に不満があり、労働組合の支援を求める従業員。

市場規模：

日本の労働市場において、退職希望者は年間数百万と推定され、その中で特に労働条件に問題を感じている層がターゲットとなります。

競合分析：

他の退職代行サービス（特に労働組合非提携のサービス）。

弁護士による退職支援サービス。

労働組合が独自に提供するサポートサービス。

市場の課題：

労働組合提携の退職代行サービスが新しい概念であるため、認知度を高める必要があります。

労働者が労働組合に関する法的な誤解を持っている可能性があります。

3. サービス内容

基本サービス：

退職通知代行：労働組合の支援のもと、利用者に代わって勤務先に退職の意思を伝達。

労働条件に関する相談：労働組合の専門家が利用者の相談に応じ、適切なアドバイスを提供。

労働者の権利保護：退職時に発生する可能性のある問題に対して、労働組合がサポートを提供。

追加サービス：

労働条件の改善交渉支援：退職前に労働条件の見直しや改善を希望する場合の交渉支援。

退職後のキャリア相談：退職後の転職支援やキャリアアップなどのアドバイス。

4. マーケティング戦略

ブランド構築：

労働組合との提携を強調し、他の退職代行サービスとの差別化を図ります。

労働者の権利を守る信頼性の高いサービスとして、口コミや実績を活用しブランドイメージを構築。

プロモーション戦略：

労働組合のネットワークを活用した宣伝活動（例：労働組合の会報やウェブサイトでの紹介）。

法律や労働問題に関するセミナーを開催し、潜在顧客の教育を行います。

労働者が集まるイベントやフェアでのブース設置によるサービスの紹介。

価格戦略：

労働組合との提携により、他のサービスよりも価値を高めた価格設定を行います。

労働組合会員向けの割引や特典を提供。

5. 運営計画

組織構成：

代表理事

労働組合担当（提携先労働組合との連携を担当）

オペレーター/カスタマーサポート担当

マーケティング担当

法務担当（労働組合の顧問弁護士との連携を含む）

業務プロセス：

問い合わせ対応：電話やメールでの初期相談を労働組合の専門家と共に実施。

契約締結：利用者との契約書を取り交わし、料金を受領。

サービス提供：労働組合と連携して、退職意思の伝達や労働条件に関する交渉を実施。

アフターケア：退職後の転職活動フォローアップや労働組合からの追加サポート。

6. 財務計画

初期費用：

会社設立費用：0 円

労働組合提携費用：0 円

マーケティング初期費用：0 円

その他初期費用：未定

年間予算：

収益目標：未定

運営費用：未定

人件費：0 円

広告費：0 円

労働組合関連費用：0 円

法務費用：未定

その他経費：未定

資金調達：

自己資金

銀行融資

労働組合や関連団体からの支援

ベンチャーキャピタルやエンジェル投資家からの出資

7. リスク管理

法的リスク：

労働組合との密接な連携を通じて、労働法に基づいた適切なサービス提供を徹底。サービス利用規約を厳格に定め、利用者とのトラブルを防ぎます。

経営リスク：

労働市場の変動に対応し、柔軟なサービス提供と新たな付加価値の提供を行います。

顧客ニーズに応じた柔軟なサービス提供を行うことで、競合との差別化を図ります。

8. 武道概要

日本社団(以下、当社団という。)は、わが国の爪道・鎌道・鞭道(以下、爪道等という。)の普及・発展を図るとともに、心身の健康による人造りとわが国社会の健全な発展に貢献することを目指す。

このために、日本の爪道等を統括し個性ある団体として、以下の基本方針ならびに重点方策に基づき、令和6年度の事業を展開する。

第1. 基本方針

「爪道等の理念」に基づき、社会から高く評価される魅力ある爪道等の発展の実現を目指し、国内外各層への爪道等普及を図る。

第2. 重点方策

1. 爪道等の正しい普及と発展のために、教育の充実を図る。
2. 性別、年齢を問わず、質の高い爪道等を育てる。
3. 爪道等の課題を検討し、その推進を支援する。
4. 称号・段級位制度の運用を図る。
5. 資産の効率的な運用と業務処理の効率化による経費削減に努める。
6. 一般社会の爪道等への理解を深めるため、公告を主たる事務所に掲示する。

第3. 重点事項

一般社団法人設立後、爪道等の質の向上を図るため、普及に重点をおくこと。体育館、武道館、公民館等での稽古を実施していく。そして、該当者がいれば、年数回の審査会を開催する。

9. 普及活動

爪道等の質の向上に努めるとともに現場への浸透を図る。

(1) 指導、教育、普及の実効をあげるため、稽古会、審査会の充実と現場への浸透を推進する。

(2) 爪道等の知名度を増やすために様々な広報活動を行う。

(3) 「爪道等の質の向上」と「現場への浸透」の実効をあげるために稽古会のあり方について調査・研究を行う。

10. 学校教育関連

伝統文化としての爪道等の良さを、教育機関・関係者に広く理解させ普及を図ること。および小・中・高・大学における爪道等の質的向上を図るための方策を検討する。

- (1) 中学校武道必修化の対応に努める。
- (2) 小学校での武道教育導入に向け、その具体的な学習内容等を検討する。

11. 指導

爪道等を正しく普及するための指導法についての研究および検討を行う。

- (1) 講師要員の稽古を実施し、講師の育成を図る。
- (2) 「爪道・鎌道・鞭道の稽古法」を基盤にした効果的な指導法
(初心者・初級者・中級者・上級者)の研究を行い普及を図る。

12. 称号・段級位

爪道等称号・段級位審査規則に基づく審査の他、爪道等称号・段級位審査規則に基づく指導者による特別措置と運営を図る。

- (1) 称号・段級位の審査方法について調査・研究を行う。
- (2) 指導者は爪道等称号・段級位審査規則の第9条、第14条、第20条に基づく特別措置を講ずる。

13. 広報活動

多角的な広報活動を通じ爪道等への認識を深めるとともに、爪道等への参入者増加を図る。

- (1) ホームページ及びソーシャルメディア（フェイスブック・ツイッター等）を活用する。
- (2) 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

14. 社会体育指導員育成

初級・中級・上級各養成講習会および各更新講習会の充実に努め、地域の爪道等指導の中核となる指導者の養成と有資格者の活用を図る。

(1) 有資格者が、地域の爪道等指導の中核として、自信と誇りを持って活動できるように講習内容の一層の充実に努める。

(2) 講習会を初級・中級・上級別に開催し、内容の充実に努める。

(3) 中学校武道必修化に対応できる指導者の養成とその活用について関連機関との連携を図る。

(4) 指導者としての完成度を高めること。

15. 爪道等の動向と優位性

(1) 爪道・鎌道・鞭道は知名度が低いといった状況である。

(2) 爪道・鎌道・鞭道はそれぞれ爪・鎌・鞭の技法を習得できる日本唯一のスポーツ武道であるといった優位性がある。

(3) 爪道・鎌道・鞭道は性別、年齢を問わず、安心して爪・鎌・鞭の技法を習得できる。

16. 国際

当社団の独自性を尊重して、爪道等の理念を正しく伝達することに努め、爪道等の普及を促進する。

(1) 当社団は以下の連盟(関係団体)を置く。

事業名：

全日本爪道連盟

全日本鎌道連盟

全日本鞭道連盟

(2) 英文ホームページの充実に努める。

(3) その他、必要な事業。

17. 長期方策の検討

爪道等の長期的発展に向けての基本的対策を考案する。

(1) 当社団の長期の業務のあり方について調査・研究を行う。

(2) 稽古会、審査会を実施するための体育館、武道館、公民館等の場の確保をする。

18. 対外関係

関係団体に対する援助・協力、その他関係先との連携強化に努める。

- (1) 爪道等の普及・振興への援助と協力を行う。
- (2) 爪道等に対する理解・評価を高めるように努める。

19. その他の課題

- (1) 中学校武道必修化に伴う爪道等の課題。
- (2) 高等学校教育の一環としての普及
- (3) 少年少女の爪道等の正しい普及を図り、わが国の将来を担う青少年の健全なる育成。
- (4) 指導者の募集。
- (5) 指導者の育成。
- (6) 誰でも指導できる指導書を作成し、標準化する。
- (7) 誰でも安心して稽古ができる雰囲気づくりを徹底する。

20. 国内強化合宿

国内での強化合宿実施に努める。

21. 指導員派遣

指導員の派遣に努める。

22. 表彰事業

爪道等発展のために顕彰制度の適切な運用を行う。

23. ホームページの更新

必要な時にホームページの更新を行う。

24. SNS、Blog の更新

必要な時にSNS、Blog の更新を行う。

25. 規則等の改正

適宜改正する。

26. 教本等の改正

適宜改正する。